

高知県強靱化計画

(改定案)

令和8年●月

高知県

目 次

はじめに	P. 2
第1章 高知県強靱化の基本的な考え方	
1 高知県強靱化の理念	P. 3
2 地域活性化との連携	P. 4
3 基本的な進め方	P. 5
第2章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価	
1 評価の枠組み及び手順	P. 6
2 評価結果のポイント	P. 9
第3章 高知県を強靱化するための推進方針	
1 最悪の事態を回避するための推進方針	P. 10
第4章 計画の進捗管理と不断の見直し	
1 県土の強靱化に係る計画等の必要な見直し	P. 29
2 計画の進捗管理と不断の見直し	P. 29
 (別紙) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	P. 30
 (別添) 高知県強靱化計画アクションプラン	

はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害により、私たちの国土や経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを併せ持つ強靱な国づくり（国土強靱化）を推進しています。

国は、国土強靱化に関する施策の推進に係る国の基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を平成 26 年 6 月に閣議決定し、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携した取組を推進していますが、国土強靱化基本法の公布・施行から 5 年が過ぎたことから、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30 年 12 月に国土強靱化基本計画を見直しました。

その後、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）」等に基づき、取組が進められ、さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和 5 年 6 月に基本法の改正が行われました。この改正を踏まえ、5 か年加速化対策に続く計画となる「国土強靱化実施中期計画」において、推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりが進められています。

本県にとっても、南海トラフ地震で多くの尊い命が奪われ、莫大な経済的・社会的損失を被り、生活を立ち上げられないという最悪の事態は絶対に回避しなければなりません。そのため、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等を教訓として様々な対策を進めてきたところです。これまで累次にわたり優先的に進めてきた「命を守る」対策や、助かった「命をつなぐ」対策、早期の復旧・復興に向けた「生活を立ち上げる」対策の最終目標に向けて、全庁を挙げて取り組んでいます。

高知県強靱化計画（以下「本計画」という。）は、南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害が発生しても県民の皆さまの命を守り、県土・経済社会の迅速な復旧復興を遂げるため、これまでの取組を着実に推進するとともに、その歩みの加速化・深化を図るため、見直しを行いました。

1 高知県強靱化の理念

本県は、災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで数多くの風水害などに見舞われ、時として多大な人命並びに財産を失ってきました。

また、これまで概ね 90～150 年周期で発生してきた、南海トラフを震源とする地震により、その都度甚大な被害を受けてきました。

○近年で大きな被害を受けた風水害

災害の種別	被害状況
昭和 45 年 8 月：台風 10 号 (高知市の高潮被害)	死者 12 人 ， 負傷者 491 人 家屋全半壊 18,762 戸 ， 家屋浸水：18,283 戸
昭和 47 年 7 月：豪雨 (土佐山田町繁藤の土砂災害)	死者・行方不明者：61 人 家屋全半壊：39 戸 ， 家屋浸水：6,112 戸
昭和 50 年 8 月：台風 5 号・6 号	死者・行方不明者：77 人 家屋全半壊：2,160 戸 ， 家屋浸水：32,298 戸
昭和 51 年 9 月：台風 17 号	死者・行方不明者：9 人 家屋全半壊：175 戸 ， 家屋浸水：37,130 戸
平成 10 年 9 月：豪雨 (98 高知豪雨)	死者：8 人 家屋全半壊：54 戸 ， 家屋浸水：17,253 戸
平成 16 年 10 月：台風 23 号 (室戸市菜生海岸の高波被害)	死者：8 人 家屋全半壊：11 戸 ， 家屋浸水：1,113 戸

○過去の地震による被害

地震名	被害状況
1707 年（宝永 4 年）10 月 宝永地震	死者：1,844 人 ， 潰家：4,866 軒 破損家：1,742 軒 ， 流家：11,170 軒
1854 年（安政元年）12 月 安政南海地震	死者：372 人 ， 全壊：4,815 軒 破損家：10,289 軒 ， 焼失家屋：3,301 軒 流家：3,818 軒
昭和 21 年 12 月 昭和南海地震	死者・行方不明者：679 人 ， 負傷者：1,836 人 家屋全半壊：15,324 戸 ， 流出：566 戸

※出典 四国災害アーカイブスHP：宝永地震，安政南海地震

南海大震災誌（高知県）：昭和南海地震

今後、南海トラフで最大クラスの地震が発生すると、最悪の場合、死者約2万3千人、負傷者約4万2千人、直接被害額約20.5兆円という、甚大な被害が想定されています。

この南海トラフ地震が発生しても、地域や命を守り、経済社会のシステムが機能不全に陥らない強靱な地域づくりを進めておくことは、風水害などその他の自然災害に備えることにもつながります。

そのため、本計画は、基本法の理念に基づいて、南海トラフ地震が発生しても、

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

を達成することを目指します。

2 地域活性化との連携

県土強靱化と地域活性化の取組は、対象が有事か平時かの違いはありますが、表裏一体でお互いに高め合う関係です。

例えば、日頃から地域のコミュニティを強化しておくことは、地震発生時の津波避難や避難所運営などの共助につながりますし、津波避難訓練を繰り返し実施することは、日頃の福祉などの支え合いの強化にもつながります。さらに、本県では、これまでの災害の経験や南海トラフ地震への備えを通じて磨き上げてきた技術やノウハウを防災関連産業として創出し、防災対策に活用するとともに地産外商による地域経済の活性化にもつなげています。

また、災害に対し強靱な県土をつくることは、県民の皆さまの生命と財産を守ることに加え

- ①様々なリスクによる経済へのマイナス効果を軽減する
- ②官民の投資を促して内需を拡大させる
- ③強靱化によって形成されるインフラ、まち、新技術等が成長をけん引する

という経済効果も生み出します。

そのことは、経済規模の縮小により若者が県外流出することで過疎化・高齢化が同時進行し、少子化がさらに加速化するという、人口減少の負のスパイラルを克服するための様々な取組を下支えすることにもなります。

こうした取組に投入できる社会資源には限りがあるため、地域活性化を意識しながら県土強靱化の取組を推進することが重要であり、本計画は、地域活性化の視点を持ってバージョンアップを図っていきます。

3 基本的な進め方

「国土の強靱化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析し
- ②被害シナリオと現在の施策の進捗状況から、リスクに対しどういった弱み（脆弱性）があるのかを明らかにし
- ③脆弱性を克服するための対応策を検討し
- ④その対応策を計画的に実施し
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善する

というPDCAサイクルを繰り返して取組を推進します。

本県は、「高知県南海地震対策行動計画」を平成21年4月に作成し、これまで南海トラフ地震対策に取り組んできました。令和7年3月には、それまでの取組を充実・強化させた「第6期高知県南海トラフ地震対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、南海トラフ地震に対する強靱化に取り組んでいます。

行動計画は、対策に抜け落ちがないように、時系列で被害シナリオ（最悪の事態）を想定し、その被害を回避するために必要な対策（事前に備える目標と施策）を取りまとめており、国土強靱化基本計画の策定手順に沿った計画となっています。

そのため、本計画は行動計画の考え方をベースとして策定します。

1 評価の枠組み及び手順

県土の強靱化を図るため、まずは想定されるリスクに対し、こういった弱み（脆弱性）があるのかを評価します。

（１）想定するリスク

本計画では、「南海トラフ地震」を県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼす主なリスクとして設定しました。

（２）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする（基本法第１７条第４項）とされています。本計画は、想定するリスクを南海トラフ地震としていることから、行動計画の「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」の３つのステージとします。

（３）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は起きてはならない最悪の事態を想定したうえで行う（基本法第１７条第３項）とされています。

本計画では、国土強靱化基本計画との調和を図り、強靱化が目指すべき６の「事前に備えるべき目標」と仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる２５の「起きてはならない最悪の事態」（p.8【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】のとおり）を設定しました。

（４）評価の実施手順

本計画では、脆弱性評価を適切に実施する上で必要な事項をまとめた国の「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を基本としながら、行動計画の被害シナリオを基に時系列で起きてはならないシーンを想定し、脆弱性の評価を行いました。

【本県の脆弱性評価の手順】

- ①最悪の事態を回避するために、現在実施している施策（行動計画に取りまとめた施策）や実施予定の施策を整理する。
- ②各施策の進捗状況を踏まえ、最悪の事態を回避が可能か、不可能な場合は何が足りないのかを分析する。
- ③最悪の事態の回避に向け、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を推進するのかを検討し整理する。
- ④上記をもとに、最悪の事態及び施策分野ごとに脆弱性の評価結果を取りまとめる。

【本県が行った脆弱性評価のイメージ図】

事前に備えるべき6の目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野			「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価
		1) 命を守る	2) 命をつなぐ	3)	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生	耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する			〇住宅・建物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、……
	1-2) 大規模火災の発生による……	2-5 住宅の耐震化の促進 ① 住宅の耐震化 ② 農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化促進 ……		……	
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に……	……	地震火災、津波火災により市街地の延焼が拡大する			……
	……	1-4 防災人材の育成 ⑤ 女性防火クラブ・少年消防クラブの活動 ……	3-5 応急対策活動体制の整備（消防、警察） ① 消防団の資機材整備 ……	……	
……	……	応急活動を担う機関が機能を喪失する			……
	……		3-5 応急対策活動体制の整備（消防、警察） ① 消防団の資機材整備 ……	……	

行動計画に取りまとめた施策をあてはめる

脆弱性の分析・評価
課題と対応策の検討、整理

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標	回避すべき起きてはならない最悪の事態
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2) 大規模火災の発生による多数の死傷者が発生する事態
	1-3) 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-4) 長期的な市街地の浸水が発生する事態（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による二次災害に伴うものを含む）
	1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者が発生する事態
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源等が絶対的に不足する事態
	2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化により死者が発生する事態
	2-4) 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-5) 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
	2-6) 大規模な自然災害と感染症とが同時発生する事態
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	4-2) 石油基地（タナスカ地区、中の島地区）、高圧ガス施設等に損壊、火災、爆発等による有害物質等の大規模拡散・流出する事態
	4-3) 金融サービス等の機能停止による県民生活への甚大な影響が発生する事態
	4-4) 食料等の安定供給の停滞による生活や社会経済活動へ甚大に影響する事態
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
	5-2) 電気、石油、ガスの供給が長期間・大規模にわたり機能を停止する事態
	5-3) 上下水道施設が長期間にわたり機能を停止する事態
	5-4) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	6-5) 文化財等が損失する事態

2 評価結果のポイント

脆弱性評価の結果は、別紙のとおりで、主なポイントを以下に示します。

①応急期の対策の加速が必要

最も多くの死者が想定される津波に対しては、東日本大震災の直後から津波避難空間の確保を最優先で進めてきた結果、令和6年度末で100%になるなど、発生直後の命を守る対策は進んでいます。

一方で、助かった命をつなぐための対策は、国際的なスフィア基準に適合するよう、避難所の居住スペースの確保など、災害関連死防止に向けた避難環境のさらなる改善に取り組む必要があります。

②受援体制の構築が必要

南海トラフ地震により本県が甚大な被害を受けた場合、救助・救出活用や被災者支援などの応急活動を行う資源が不足することが想定されるため、外部からの応援について、受援計画を策定し、訓練等により実効性を確保しておく必要があります。

③国全体で応急活動体制、災害時医療救護体制の構築が必要

南海トラフ地震が発生すると、広域にわたって甚大な被害が発生し、被災地での救助・救急活動や医療救護活動のための資源が絶対的に不足することも想定されます。

この課題に対応するには、海外からの応援部隊の受け入れも視野に入れた国全体での応急活動体制の構築、医療資源を適切に配分できる全国的な支援体制の構築、災害時のみならず平時も見据えた適切な医療機能の提供のあり方の検討など、国全体での体制を構築する必要があります。

④自助・共助の取組のさらなる充実が必要

津波から早期に避難する意識は、東日本大震災の発生前の約2割から向上し、令和5年には過去最高の77.3%まで向上しましたが、家具固定などの室内の安全対策の実施率は約4割、自主防災組織のメンバーの高齢化や固定化による活動内容のマンネリ化といった課題があります。

この課題に対応するには、個々人の防災意識の向上による「自助」の取組の推進や、自主防災組織の資機材や防災訓練への支援を通じて、地域の防災力をより高めるほか、復旧活動に必要となる災害ボランティアの支援等による「共助」の取組の強化を行う必要があります。

1 最悪の事態を回避するための推進方針

第2章で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、以下のとおり「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の方向性）を整理しました。

なお、本計画で設定した25の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が生じた場合であっても、本県に甚大な被害を与えるため、推進方針を行動計画に反映し、施策を推進していくこととします。

目標1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

最悪の事態 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。【土】

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

（住宅市街地総合整備促進事業費補助）

密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業、地域居住機能再生推進事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等

○庁舎や医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化、建て替えを、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【総・健・土・警】

○社会福祉施設（隣保館等）の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化や室内の安全対策を推進する。【子】

○児童や生徒、教職員を地震の強い揺れから守るため、学校等の施設の建て替えや耐震化、室内の安全対策を住環境整備事業等を活用して推進する。【文・教・土】

○地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進する。【土】

○商店街施設（アーケード、街路灯等）の倒壊を防ぎ避難路として確保するため、耐震化や改修工事等を推進する。【商】

※文書中の【 】内の一文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したものです。

【企】総合企画部，【総】総務部【危】：危機管理部，【健】：健康政策部，【子】：子ども・福祉政策部，【文】：文化生活部，
【産】：産業振興推進部，【商】：商工労働部，【観】：観光振興スポーツ部，【農】：農業振興部，【林】：林業振興・環境部，
【水】：水産振興部，【土】：土木部，【会】：会計管理局、【教】：教育委員会，【公】：公営企業局【警】：警察本部

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことを回避するための推進方針

- 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等の安全対策の支援を推進する。【危・土】
- 児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐほか、避難所の安全性を確保するため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する。【文・教】

「ブロック塀等の倒壊により住民が死傷する」ことを回避するための推進方針

- 学校や保育所・幼稚園、社会福祉施設、県有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。【教・文・子・土】

最悪の事態 1-2 大規模火災の発生による多数の死傷者が発生する事態

「地震火災、津波火災により市街地の延焼が拡大する」ことを回避するための推進方針

- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。【土】
- 津波火災対策として、高知市と連携して、漂着物、漂流物、漂流油への具体的な消火方法、漂着物が出火した場合の避難誘導方法について検討する。【危】
- 津波火災を引き起こす要因の一つである、農業用、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策を着実に推進する。【危・農・水】
- 出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進する。【危】
- 密集市街地において、土地区画整理事業を推進することで、地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路の整備を推進する。【土】
- 延焼を防止するため、重点推進地区において街頭消火器・防火水槽の整備を推進する。【危】
- 消火活動で重要な役割を担う消防団員体制は、条例定数を満たしていない状況であるため、定数の確保に向けた取組を推進する。【危】

最悪の事態 1-3 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことを回避するための推進方針

- 発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐた

め、防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波対策を着実に推進する。【水・土】

- 津波からの避難時間を稼ぐとともに、陸こうを閉めに行った者が津波に巻き込まれることを防ぐため、常時閉鎖を推進するとともに、大きな陸こうについては、開口部閉鎖に係る作業量を低減するために動力化を推進する。【林・土】

「津波到達までに逃げきれない」ことを回避するための推進方針

- 全ての県民が、津波からの早期避難の重要性を認識し、地震発生後に適切に避難行動がとれるよう、啓発を実施する。【危】
- 地震発生時に適切に避難行動がとれるよう避難路・避難場所の周知や避難訓練の実施、訓練結果を踏まえた津波避難計画の見直しなどを推進する。【関係部局】
- 津波に対する市町村の防災体制の強化や住民の防災意識の向上のために、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定するよう、検討を進める。【危】
- 計画している避難空間の早期整備を進めるとともに、避難訓練により要配慮者の避難が間に合わないなどの課題が明らかになった地域については、補足的な避難空間を整備することで避難場所の確保を推進する。【危】
- 避難路の安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【危・土】
- 液状化により、避難路へ噴砂や地面のひび割れ、埋設物の浮上等が生じて避難の妨げになることから、液状化が想定される避難路における安全な避難の実現に向けて、避難路の液状化対策工法や液状化することを踏まえた避難行動などの検討を推進する。【危】
- 来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、必要に応じて市町村庁舎の高台への移転を推進する。【危】

「避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる」ことを回避するための推進方針

- 要配慮者の確実な避難につなげるため、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。【危・子】
- 自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐため、要配慮者施設などの高台移転を推進する。【子・教】

「避難場所での滞在中に命を落とす」ことを回避するための推進方針

- 避難場所での滞在中に避難者の体調が悪化することを防ぐため、避難場所の総点検を実施して、水や防寒用アルミシート、簡易トイレなどの最低限必要な資機材整備を推進する。【危】
- 避難場所として活用した際に、避難者が一時的に滞在できるように、自然公園内の施設について整備（遊歩道、野営場、駐車場、トイレ、休憩所などの補修、再整備）を推進する。【林】
- 平時の自然公園利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、危険地帯への侵入防止、危険箇所の排除及び主要導線の整備（侵入・転落防止柵の設置や再整備。登山道、探勝路（橋、木道含む）の補修や再整備）や脆弱利用施設の再整備を推進する。【林】

「南海トラフ地震臨時情報の発表を生かすことができない」ことを回避するための推進方針

- 南海トラフ地震対策は、突発で発生する地震への対応が基本となるが、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、県・市町村の地域防災計画の見直

しや市町村津波避難計画の見直し、事業者（医療施設、社会福祉施設を含む）の地震対策の見直しの支援を行う。また、県民に対する臨時情報の啓発も実施する。【危】

「防災に取り組む意識が低い」ことを回避するための推進方針

○自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取組を進める風土としていくため、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を図る。【危・文・教】

○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織の活性化を推進する。【危】

最悪の事態 1-4 長期的な市街地の浸水が発生する事態（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による二次災害に伴うものを含む）

「長期浸水域に取り残された多数の要救助者が生き残れない」ことを回避するための推進方針

○避難場所が不足する地区については、避難ビルの新規指定を行うなど、避難空間の整備を推進する。【危】

○可能な人は、長期浸水域外に水平避難するように啓発を推進する。【危】

○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での十分な備蓄を啓発するとともに、避難場所への必要な資機材の整備を推進する。【危】

○浸水域内の医療施設や社会福祉施設では、治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備を推進する。【健・子】

「救助活動に時間を要する」ことを回避するための推進方針

○長期浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在場所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定する。また、継続的な訓練の実施により、実効性を高めていく。【危・警】

○長期浸水域内の要救助者を救出するために、救出に必要な資機材の整備を推進する。【危・警】

「救出後の被災者の受け入れ先がない」ことを回避するための推進方針

○長期浸水域から救出した多くの被災者の受け入れ先について検討を進める。【危】

「長期浸水により応急活動や復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

○短時間で長期浸水を解消し、迅速な応急活動や早期の復興につなげるため、現在進めている海岸堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化を引き続き着実に推進するとともに、迅速に応急工事が実施できる体制の構築を関係機関が連携して進める。【危・土】

「ため池の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避するための推進方針

○耐震性を有していないため池については、耐震化を着実に推進する。【農】

○洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。【農】

最悪の事態 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅や避難所等が崩壊土砂に飲み込まれる」ことを回避するための推進方針

- 土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、土砂災害警戒区域等の指定を着実に推進するとともに住民への周知を行う。【土】
- 土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などに繋げるため、国・県・市町村が連携し、情報伝達等の訓練や住民への啓発、防災訓練による地域の避難体制づくりを推進する。【土】
- 豪雨や地震などによる土砂災害からの被害を防止・軽減するために、避難所等を優先して砂防や急傾斜地対策、地すべり対策のハード整備を着実に推進する。【土】
- 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設については、定期点検等を通じ、適切に維持管理を行い、施設の機能向上及び回復を図るための長寿命化対策を計画的に推進する。【土】
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などを住環境整備事業等を活用して推進する。【土】
- 山地災害や地すべりを防止する治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道の開設及び改良を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。【林】
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。【農】
- 自然公園内における大規模崩落等防止のために、浸食防止対策（登山道のガリー化防止、法面崩壊対策など）を推進する。【林】
- 山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、シカの捕獲を推進する。【企】

「河川からの氾濫により住宅や避難所等が浸水する」ことを回避するための推進方針

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。【土】
- 河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に推進する。【土】
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。【危・土】
- 近年の大規模水害を踏まえ、県民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する。【危・土】

「高潮や海岸侵食により住宅等が浸水する」ことを回避するための推進方針

- 高潮により浸水被害が発生した海岸や浸水被害が想定されている海岸について、海岸保全施設の整備を着実に推進する。【土】

- 海岸侵食により被害が発生した海岸や被害が想定されている海岸について、海岸保全施設の整備を着実に推進するとともに、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理に取り組む。【土】
- 海岸保全施設について、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行い、施設の機能強化及び回復を図るための長寿命化対策を計画的に推進する。【土】
- 大規模な高潮発生時における避難を円滑かつ迅速に行うため、高潮浸水想定区域図等の作成・公表を推進するとともに、住民への周知を行う。【土】

「ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避するための推進方針

- 耐震性を有していないダム等については、耐震化を着実に推進する。【林・土・公】

目標 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

最悪の事態 2-1 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源等が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。【総・危・土・警】
- 大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等の整備を推進する。【危】
- 総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進する。【土・教】
- 訓練の実施により業務継続計画の内容を見直し、実効性を高めていく。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。【危】

「応急活動を効率的に展開できない」ことを回避するための推進方針

- 防災時の情報収集や救助救出のために、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備を推進する。【危・警】
- 大規模災害発生時は、他県からの応援部隊を受け入れることが必須となるため、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援態勢の構築と実効性の向上を推進する。【危】
- 県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や SCU に必要な資機材整備を推進する。【危・健・土】

「応急活動を行う人員・資源が不足する」ことを回避するための推進方針

- 消防団員体制は、条例定数を満たしていない状況であるため、定数の確保に向けた取組を推進するとともに、団員の活動時の安全装備の充実についても引き続き推進する。【危】
- 消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団の資機材整備を推進する。【危】
- 応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型 SS の整備や、警察施設敷地内及び消防機関への給油施設の整備を推進する。【危・警】
- 他県からの応援部隊の進出拠点を確保するため、市町村の応急期の機能配置計画の見直しを実施する。【危】
- 大規模災害発生時に被災者の避難誘導、救出救助、行方不明者等、災害警備の最前線で活動する警察官の増員及び災害用装備資機材の充実強化を推進する。【警】

最悪の事態 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、BCP策定や通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進する。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進する。【健・子・土】
- 後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制をつくる。【健】
- DMAT等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成を推進する。【健】
- 孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やDMAT等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制整備を推進する。【健】

「医療資源が不足する」ことを回避するための推進方針

- 災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制を整備する（医療救護活動を担う人材の確保やコーディネート人材の育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。【健】
- 地域の医療救護活動を支援するため、医療従事者の搬送計画の策定を推進する。【健】
- 県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点やSCUに必要な資機材整備を推進する。（再掲）【危・健・土】
- 人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法の策定を推進する。【健】

最悪の事態 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化により死者が発生する事態

「避難所を供与できない」ことを回避するための推進方針

- 避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や民間施設の利用を推進する。また、地域集会所を住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。【危・教】
- 福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備を進める。【危・子】
- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進する。【危】
- 発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備を推進する。【危】
- 避難所が不足している市町村もあるため、地域毎の避難者数を踏まえた広域避難体制の構築を

推進する。【危】

- 被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や、避難所内でのペットの保護体制の整備を推進する。【健】

「災害時に避難所となる学校施設が機能しない」ことを回避するための推進方針

- 体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化（バリアフリー化を含む）を進める。【教】
- 児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する（再掲）。【文・教】

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- 避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性の向上を推進する。【危・健】
- 市町村の保健衛生活動体制の整備を推進するため、研修会の開催や市町村のマニュアル策定や改定を推進する。【健】

「災害関連死が発生する」ことを回避するための推進方針

- 災害関連死を防ぐため、市町村等が避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を推進する。【健・子】
- 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他県からのD P A Tの円滑な受入体制を整備する。【子】
- 被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進する。【健・危・子】

「避難生活が長期化する」ことを回避するための推進方針

- 避難所生活の長期化を防ぐため応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物仮置場用地を確保する対策を推進する。【危・林・土】
- 避難所生活の長期化を防ぐため、住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。【土】
- 応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、業界団体や他県等と連携した体制を構築する。【土】

「地震発生直後に近隣住民による共助ができない」ことを回避するための推進方針

- 防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する。【危】
- 共助の取組の活性化を図るため、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成を推進する。【危】
- 被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるように、避難所運営のためのマニュアル作成とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練の実施を推進する。【危】

最悪の事態 2-4 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給が長期停止する事態

「備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県と市町村がそれぞれの役割に基づいて公的備蓄を着実に推進する。【危・子・健・文・教・企・警】
- 災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池の耐震化や工業用水施設を活用するための対策（鏡川工業用水道施設：耐震化、香南工業用水道施設：給水分岐施設の設置）を推進する。【農・公】
- 水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進する。応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに実施できるように、計画・マニュアルの策定や必要な資機材を整備するとともに、水道ビジョンに基づく強靱化を推進する。【土】
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組を進める。【危・土】

「支援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- 大規模災害時においても物資輸送ルートを実際に確保するため、陸・海の輸送基盤の地震・津波対策や土砂災害対策、台風等の波浪対策、四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や国道、県道の整備及び港湾・漁港における耐震強化岸壁、防波堤の整備を着実に推進する。【水・土】
- 県外から避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、県・市町村の物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、新物資システム（B-PLo）の運用を習熟するための訓練を実施する。【危】
- 総合防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するため、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高めていく。【危】
- 防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画の適宜見直しを行うとともに、訓練を積み重ね実効性を高めていく。また、関係機関との道路啓開情報の共有方法について、検討を進める。【土】
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【土】
- 物資配送等に必要な車両の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。【危】
- 車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、官民協働による県民運動として推進する。【危】

最悪の事態 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

「孤立集落の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- 連絡通信手段を確保するため、通信連絡体制の整備を推進する。【危】

「孤立状態が短期間で解消できない」ことを回避するための推進方針

- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を市町村と連携して進める。【危】
- 集落が孤立するリスクを軽減するため、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策を計画的に推進する。【土】
- 集落が孤立するリスクを軽減するため、迂回路（代替路）機能を有する林道の開設、生活道として利用されている林道の改良を推進する。【林】
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材、燃料の確保を進める。【土】

「孤立状態が長期に及び生活できなくなる」ことを回避するための推進方針

- 孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。【危・企】

最悪の事態 2-6 大規模な自然災害と感染症とが同時発生する事態

「衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

- 災害時のトイレ不足に対応するため、市町村による仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進する。【林】
- 円滑な遺体対応のための検視や火葬の体制の整備を進める。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める。【危・健・警】
- 污水处理機能が停止するリスクの軽減と、污水处理機能を将来にわたって効率的に維持するため、污水处理施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。また、BCPに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。【水・土】
- 火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。【健・林・土】

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

「施設が被災し行政機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。(再掲)【総・危・土・警】
- 総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進する。(再掲)【土・教】
- 来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、必要に応じて高台への移転を推進する。(再掲)【危】
- 南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の高知県防災行政無線システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化(地上系と衛星の再整備)を推進する。【危・企】
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。【危・警・土】

「職員が参集できない」ことを回避するための推進方針

- 職員やその家族が被災し、参集人員が減少することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して、建築物の耐震化や室内の安全対策を着実に推進する。【危・土】

「行政機関が迅速に災害対応できない」ことを回避するための推進方針

- 大規模災害時の即応体制の確保のために、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。【関係部局】
- 応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定を推進する。【関係部局】
- 危機管理対応に従事する職員の人材育成は、階層別の職員研修や災害対策本部訓練等が行われているが、一層の危機管理能力の向上を推進する。【危】
- 職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練の内容を充実させる。【危】
- 地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化を推進する。【全部局】
- 災害時においても応急活動業務を確実に実施するために、市町村の業務継続計画の実効性の向上を推進する。【危】
- 総合防災拠点の運営マニュアルの検討や災害対策支部体制の構築など、総合防災対策推進地域本部の活動の向上を推進する。【危】
- 応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。また、訓練等による検証と見直しを行い受援態勢の強化も推進する。【関係部局】
- 訓練の実施により業務継続計画の内容を見直し、実効性を高めていく。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。(再掲)【危】
- 住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築を推進する。【危】

目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

「事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する」ことを回避するための推進方針

- 事業活動を早期に再開させるため、BCP策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上を推進する。また、地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策を推進する。【関係部局】
- 災害に強い産業基盤づくりを進めるため、津波で浸水しない工業団地開発などの対策を着実に推進する。【商】
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。【商】
- 事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素であるため、高知県ライフライン復旧対策協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。【危】
- 県内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県経済の活性化を図るため、防災関連の製品、技術の地産地消・地産外商を推進する。【商】

最悪の事態 4-2 石油基地（タナスカ地区、中の島地区）、高圧ガス施設等に損壊、火災、爆発等による有害物質等の大規模拡散・流出する事態

「石油基地（タナスカ地区、中の島地区）の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- 最大クラスの地震・津波が発生しても石油基地（タナスカ地区、中の島地区）の被害を最小化できるように、官民が連携して緊急遮断弁の設置や防護柵の設置などの対策を推進する。【危・土】

「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことを回避するための推進方針

- 地震や津波による高圧ガス施設等の転倒・流出による、ガス漏洩を防止するための安全対策を推進する。【危】
- アスベストの飛散防止の為、住環境整備事業等を活用し、アスベストの飛散に対する安全対策を推進する。【関係部局】

最悪の事態 4-3 金融サービス等の機能停止による県民生活への甚大な影響が発生する事態

「金融サービス等の機能停止により県民生活への甚大な影響が生じる」ことを回避するための推進方針

- 地震後の現金供給機能が維持されるよう、金融機関と連携して取り組む。【会】

最悪の事態 4-4 食料等の安定供給の停滞による生活や社会経済活動へ甚大に影響する事態

「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避するための推進方針

- 被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策を推進する。【農】
- 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。【農・林・水】
- 農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵の整備などの対策を推進する。【企】

目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

最悪の事態 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

「情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない」ことを回避するための推進方針

- 南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の高知県防災行政無線システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化（地上系と衛星の再整備）を推進する。（再掲）【危・企】
- 効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があるため、これらの情報を一元管理できるマップを作成する。【危】

「地震情報や避難指示が伝わらない」ことを回避するための推進方針

- 観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策を推進する。【観・土】
- 住民に避難指示などの情報を確実に伝達するため、ケーブルテレビの光化や戸別受信機の設置など情報伝達手段の多様化を推進する。【企・危】

最悪の事態 5-2 電気、石油、ガスの供給が長期間・大規模にわたり機能を停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組を進める。（再掲）【危・土】
- 道路啓開計画に位置付けられた重要施設（病院や災害対策本部を設置する施設など）までのルート の啓開を早期に完了できるよう、訓練を積み重ね実効性を高めていく。【土】
- 石油基地（タナスカ地区、中の島地区）の被災やアクセス道路の被災により燃料の供給が停止した場合に備え、燃料供給のバックアップ体制を検討する。【危】
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するため、災害対応型 SS の整備を推進する。【危】
- LPガスを供給できるように、電力が喪失しても稼働できる設備を兼ね備えているLPガス中核充填所において、防災拠点や避難所等へのLPガスの供給を想定した訓練を実施する。【危】
- 車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、官民協働による県民運動として推進する。（再掲）【危】
- 応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能を各市町村で確保できるように対策を推進する。【危】

最悪の事態 5-3 上下水道施設が長期間にわたり機能を停止する事態

「上水道施設が長期間にわたり供給停止する」ことを回避するための推進方針

- 生活用水の確保のため、水源として工業用水や県が改修した、ため池の活用を推進する。【農・公】
- 飲料水や生活用水の確保のために、水道施設等や管路の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧体制の整備を推進する。【土・農・公】
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、ライフライン協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や重要施設の復旧情報の可視化、事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。【危】
- 孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。（再掲）【危・企】
- 工業用水道施設の耐震化、老朽化対策を推進し、BCPに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。【公】

「下水道施設が長期間にわたり機能停止する」ことを回避するための推進方針

- 污水处理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める。また、污水处理機能が停止するリスクの軽減と、污水处理機能を将来にわたって効率的に維持するため、污水处理施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。【土】

最悪の事態 5-4 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

「基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）が機能停止する」ことを回避するための推進方針

- 災害時の物流や救急搬送等の要となる四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や国道、県道の着実な整備を推進する。【土】
- 大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策、港湾・漁港における岸壁や防波堤等の耐震・耐津波強化や台風等による波浪対策及び航路・泊地の埋塞対策を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化等についても着実に推進する。【水・土】
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保を進める。【水・土】
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、港湾や漁港におけるBCPに基づいた訓練・検証・計画の見直しによる実効性の向上を推進する。【水・土】
- 早期の港湾及び漁港啓開を実現するため、啓開作業船の早期導入に資する作業船在港情報提供サービスの活用を推進する。【水・土】
- 道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりを推進する。【土】

○河川や漁港、港湾、海岸における津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策を推進する。【水・土】

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、BCP 策定を推進する。【企】

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【土】

「地域交通ネットワークが分断する」ことを回避するための推進方針

○災害発生時に、道路ネットワークを確保するためには、道路の被災そのものを低減するため、引き続き、橋梁の耐震対策や道路法面の防災対策を着実に推進する。【土】

○緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物の耐震化を住環境整備事業等を活用して推進する。(再掲)【土】

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期完了することができるよう、道路啓開計画の適宜見直しや、啓開情報を速やかに関係機関と共有するためのシステムの構築を推進する。(再掲)【土】

○停電時においても安全な交通を確保するため、現在進めている信号の非常用電源付加装置の確保を着実に推進するとともに、老朽化している交通信号機の更新や交通情報関連機器の整備・更新を図る。【警】

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるようにするための対策を推進する。【企】

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。(再掲)【土】

目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

最悪の事態 6-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れ地域が衰退する」ことを回避するための推進方針

○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、復興グランドデザインの検討や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。【危】

「復興工事が進まず復旧・復興が遅れる」ことを回避するための推進方針

○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のBCP策定を推進する。【土】

○復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除することにより、健全な復興事業を推進する。【警】

最悪の事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

「災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる」ことを回避するための推進方針

○頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、地域住民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。【危】

○専門性を有するNPO等による支援活動を通じて円滑な被災者支援を行うため、災害中間支援組織の体制づくりを推進する。【子・文】

○地域の守り手である建設業の担い手を確保していくため、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組を推進する。【土】

最悪の事態 6-3 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

○膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、県・市町村の災害廃棄物処理計画について見直しによるバージョンアップや不足する仮置場の用地確保を推進する。【林】

○応急期の用地の確保を推進する。【危】

○災害時においても確実に廃棄物処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。【林】

○迅速な災害からの復興を図るため災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材の育成を推進する。【林】

○市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去も含めた災害廃棄物やし尿の処理体制の構築に向

けた、関係団体との協力協定の締結と実効性の確保を推進する。【林】

最悪の事態 6-4 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことを回避するための推進方針

- 地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。【土】
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保を推進する。【土】
- 住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。【土】
- 被災者に生活再建に関係する情報を速やかに提供できる体制の整備を推進する。【子】
- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりを推進する。【子】
- 早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所・幼稚園等において、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等のBCP策定などの事前準備を推進する。【教】
- 罹災証明書の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。【危】
- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち、高知県元気な未来創造戦略に位置づけたものの整備を行う。【企】

最悪の事態 6-5 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことを回避するための推進方針

- かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財建造物の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発、浸水区域にある文化財所有者への寄託要請等を推進する。【文】
- 高知城を地震から守り、次世代継承するとともに観光客等の安全を確保するため、自然斜面と石垣の防災対策や建造物の耐震化を推進する。【文】



1 県土の強靱化に係る計画等の必要な見直し

本計画は、県土の強靱化に関しては他の計画等の上位に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画です。

そのため、県土の強靱化に係る他の計画については、本計画に沿うよう必要に応じて内容の修正を行うこととします。

2 計画の進捗管理と不断の見直し

南海トラフ地震に対する強靱化を進めるため、行動計画に各施策の目標値を設定し、進捗管理と見直しを毎年行います。

また、本計画については、今後の社会経済情勢などの変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととします。なお、それ以前であっても地方創生との連携や施策の進捗状況等を踏まえ、適宜修正を加えることとします。

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

最悪の事態 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態**耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する**

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に推進する必要がある。【土】
- 災害発生時に重要な機能を担う庁舎や医療施設等については、機能を喪失することを防ぐため耐震化を着実に推進する必要がある。【総・健・土・警】
- 社会福祉施設（隣保館等）の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化を推進する必要がある。【子】
- 子供や職員を建物倒壊から守るため、学校等の施設の耐震化を着実に推進する必要がある。【文・教・土】
- 地震発生後の 2 次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制が必要である。【土】
- 商店街施設（アーケード、街路灯等）の倒壊を防ぎ避難路として確保するため、耐震化や改修工事等を推進する。【商】

家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する

- 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等について啓発や安全対策が必要である。【危・土】
- 児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。【文・教】

ブロック塀等の倒壊により住民が死傷する

- ブロック塀や老朽住宅の倒壊は、地域住民の被害や避難行動や消火、救助活動の妨げにも繋がるため、啓発や支援制度を設けるなどの対策を推進する必要がある。【教・文・子・土】

最悪の事態 1-2 大規模火災の発生による多数の死傷者が発生する事態**地震火災、津波火災により市街地の延焼が拡大する**

- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保が必要である。【土】
- 津波火災対策として、高知市と連携して、漂着物、漂流物、漂流油への具体的な消火方法、漂着物が出火した場合の避難誘導方法について検討が必要である。【危】
- 津波火災を引き起こす要因の一つである、農業用、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策が必要である。【危・農・水】

- 出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には、避難するときにブレーカーを落とす啓発が必要である。【危】
- 密集市街地において、土地区画整理事業を推進することで、地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路の整備が必要である。【土】
- 延焼を防止するため、重点推進地区において街頭消火器・防火水槽の整備が必要である。【危】
- 消火活動で重要な役割を担う消防団員体制は、条例定数を満たしていない状況であるため、定数の確保に向けた取組が必要である。【危】

最悪の事態 1-3 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

堤防や水門等のインフラが機能しない

- 防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波対策については、発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を確保するため、浦戸湾など対策を進めている地域や、その他の地域においても着実に整備を推進する必要がある。【水・土】
- 陸こうについては、避難時間を確保するとともに、閉めに行った者が津波に巻き込まれることを防ぐため、常時閉鎖を推進するとともに、大きな陸こうについては、開口部閉鎖に係る作業量を低減するために動力化する必要がある。【林・土】

津波到達までに逃げきれない

- 地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう、津波からの早期避難の意識を持つように啓発を行う必要がある。【危】
- 地震発生時に速やかに避難行動がとれるようにしておくには、津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練の実施などが必要である。【関係部局】
- 津波から安全に避難できるように避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、避難路・避難場所の安全対策が必要である。【危・農・林・水・土】
- 河川や漁港、港湾、海岸における津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するため、漂流物対策を推進する必要がある。【土・水】
- 発災時に的確な避難行動ができるためには、啓発の実施や訓練の参加率向上、訓練内容の充実が必要である。【危】
- 避難路の安全性を確保するためには、現地での安全点検に基づき、避難路を塞ぐおそれのある住宅の耐震化やブロック塀の安全対策などを着実に推進する必要がある。【危・土】
- 来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、必要に応じて高台への移転が必要である。【危】

避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる

- 要配慮者の確実な避難に繋げるためには、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある市町村の避難支援体制の構築を推進する必要がある。【危・子】

○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐためには、要配慮者施設などの高台移転を推進する必要がある。【子・教】

避難場所での滞在中に命を落とす

○避難場所滞在中に負傷者などが命を落とすことを防ぐためには、避難場所への資機材整備や通信手段の確保を推進する必要がある。【危】

○避難場所として活用した際に、避難者が一時的に滞在できるように、自然公園内の施設について整備（遊歩道、野営場、駐車場、トイレ、休憩所などの補修、再整備）が必要である。【林】

○平時の自然公園利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、危険地帯への侵入防止、危険箇所の排除及び主要導線の整備（侵入・転落防止柵の設置や再整備。登山道、探勝路（橋、木道含む）の補修や再整備）や脆弱利用施設の再整備が必要である。【林】

南海トラフ地震臨時情報の発表を生かすことができない

○臨時情報が発表された場合に、その情報を生かし、減災につなげるように、取組を推進する必要がある。【危】

防災に取り組む意識が低い

○自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取組を進める風土としていくためには、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を推進する必要がある。【危・文・教】

○防災に強い地域づくりを図るためには、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する必要がある。【危】

最悪の事態 1-4 長期的な市街地の浸水が発生する事態（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による二次災害に伴うものを含む）

長期浸水域に取り残された多数の要救助者が生き残れない

○長期浸水が予測される地域では、避難場所を確保するため、避難ビルの新規指定が必要である。【危】

○長期浸水が予測される地域では、避難できる人は水平避難するように啓発が必要である。【危】

○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での備蓄を啓発するとともに、避難場所への必要な資機材の整備を推進する必要がある。【危】

○長期浸水が予測される地域では、要配慮者を無理に避難させる方が危険なので、医療施設や社会福祉施設に滞在し治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備が必要である。【健・子】

救助活動に時間を要する

○長期浸水域内の要救助者の救出するためには、救出方法や避難所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、その結果に基づいた訓練の実施により、実効性を高めていく必要がある。【危・警】

○長期浸水域内の要救助者の救出するために、救出に必要な資機材の整備が必要である。【危・警】

救出後の被災者の受け入れ先がない

○長期浸水地域から救出した多くの被災者を受け入れ先について検討する必要がある。【危】

長期浸水により応急活動や復旧・復興が大幅に遅れる

○短時間で長期浸水を解消し、早期の復興につなげるためには、現在進めている堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化を引き続き着実に推進するとともに、迅速に応急工事が実施できる体制の構築を関係機関が連携して進める必要がある。【危・土】

ため池の損壊・機能不全により二次災害が発生する

○耐震性を有していないため池については、耐震化が必要である。【農】

○洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策が必要である。【農】

最悪の事態 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者が発生する事態

住宅や避難所等が崩壊土砂に飲み込まれる

○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、土砂災害警戒区域等の指定を着実に推進するとともに住民への周知を継続する必要がある。【土】

○土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などに繋げるためには、国・県・市町村が連携し、情報伝達等の訓練や、住民への啓発、防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。【土】

○豪雨や地震などによる土砂災害からの被害を防止・軽減するために、砂防や急傾斜施設地対策、地すべり対策のハード整備が必要である。【土】

○砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設については、定期点検等を通じ、適切に維持管理を行い、施設の機能向上及び回復を図るための長寿命化対策が必要である。【土】

○土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などが必要である。【土】

○山地災害や地すべりを防止するためには、治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道の開設及び改良を含む森林整備事業による防災・減災対策が必要である。【林】

○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するためには、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。【農】

○自然公園内における大規模崩落等防止のために、浸食防止対策（登山道のガリー化防止、法面崩壊対策など）をする必要がある。【林】

○山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、シカの捕獲が必要である。【企】

河川からの氾濫により住宅や避難所等が浸水する

○大規模水害に備え、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設を整備する必要がある。【土】

○河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策が必要である。

【土】

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上が必要である。【危・土】

○近年の大規模水害を踏まえ、県民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制を整備する必要がある。【危・土】

高潮や海岸侵食により住宅等が浸水する

○高潮により浸水被害が発生した海岸や浸水被害が想定されている海岸について、海岸保全施設を整備する必要がある。【土】

○海岸侵食により被害が発生した海岸や被害が想定されている海岸について、海岸保全施設の整備を着実に推進するとともに、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理が必要である。【土】

○海岸保全施設について、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行い、施設の機能強化及び回復を図るための長寿命化対策が必要である。【土】

○大規模な高潮発生時における避難を円滑かつ迅速に行うため、高潮浸水想定区域図等の作成・公表を推進するとともに、住民への周知が必要である。【土】

ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する

○耐震性を有していないダム等については、耐震化が必要である。【林・土・公】

目標 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

最悪の事態 2-1 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源等が絶対的に不足する事態

応急活動を担う機関が機能を喪失する

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などが必要である。【総・危・土・警】
- 大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等を整備する必要がある。【危】
- 総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策が必要である。【土・教】
- 訓練の実施により業務継続計画の内容を見直し、実効性を高める必要がある。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める必要がある。【危】

応急活動を効率的に展開できない

- 発災時の情報収集や救助救出のためには、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備が必要である。【危・警】
- 大規模災害発生時は、他県からの応援部隊を受け入れることが必須となるため、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援態勢の構築や実効性の向上が必要である。【危】
- 県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や SCU に必要な資機材整備が必要である。【危・健・土】

応急活動を行う人員・資源が不足する

- 消防団の体制強化のためには、消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実が必要である。【危】
- 消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するためには、消防団の資機材整備が必要である。【危】
- 応急活動時における燃料を確保するためには、災害対応型 SS の整備や警察施設敷地内や消防機関等への給油施設の整備が必要である。【危・警】
- 他県からの応援部隊の進出拠点を確保するためには、市町村の応急期の機能配置計画の見直しが必要である。【危】
- 大規模災害発生時に被災者の避難誘導、救出救助、行方不明者等の対応をするためには、災害警備の最前線で活動する警察官の増員及び災害用装備資機材の充実強化が必要である。【警】

最悪の事態 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

医療施設が機能を喪失する

- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐためには、BCP策定、建築物の耐震化や必要な資機材の整備が必要である。【健・子・土】
- 後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制が必要である。【健】
- DMAT等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成が必要である。【健】
- 孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やDMAT等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制の整備が必要である。【健】

医療資源が不足する

- 災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制の整備が必要である（医療救護活動を担う人材の確保や育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。【健】
- 地域の医療救護活動を支援するため、医療従事者の搬送計画の策定が必要である。【健】
- 県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点やSCUに必要な資機材整備が必要である。（再掲）【危・健・土】
- 人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法の策定が必要である。【健】

最悪の事態 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化により死者が発生する事態

避難所を供与できない

- 避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や地域集会所の耐震化、民間施設の利用の検討が必要である。【危・教】
- 福祉避難所不足を解消するには、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備も必要である。【危・子】
- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うためには、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備が必要である。【危】
- 発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備が必要である。【危】
- 避難所が不足している市町村もあるため、地域毎の避難者数を踏まえた広域避難体制の構築が必要である。【危】

○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や、避難所内でのペットの保護体制の整備が必要である。【健】

災害時に避難所となる学校施設が機能しない

○体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化（バリアフリー化を含む）する必要がある。【教】

○児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。（再掲）【文・教】

避難所で感染症が集団発生する

○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性を高めていく必要がある。【危・健】

○市町村の保健衛生活動体制の整備を推進するためには、研修会の開催や市町村のマニュアル策定や改定が必要である。【健】

災害関連死が発生する

○災害関連死を防ぐため、市町村等が避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制の整備が必要である。【健・子】

○大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他県からのD P A Tの円滑な受入体制が必要である。【子】

○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みが必要である。【健・危・子】

避難生活が長期化する

○避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の供給等、速やかな被災者支援や災害廃棄物仮置場用地の確保が必要である。【危・林・土】

○避難所生活の長期化を防ぐため、住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいの速やかな確保が必要である。【土】

○応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、他県と連携した体制が必要である。【土】

地震発生直後に近隣住民による共助ができない

○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化が必要である。【危】

○共助の取組の活性化を図るためには、自主防災組織などの活動が重要なので、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成が必要である。【危】

○被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるためには、行政職員だけでは避難所運営ができないことから、地域の住民だけで避難所運営ができるようにしておく必要がある。【危】

最悪の事態 2-4 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給が長期停止する事態

備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する

- 家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄を着実に推進する必要がある。【危・子・健・文・教・企・警】
- 災害時の生活用水の水源を確保する必要がある。【農・公】
- 水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給体制の早期復旧の体制の整備が必要である。【土】
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組が必要である。【危・土】

支援物資が届かない

- 大規模災害時においても物資輸送ルートを実際に確保するためには、陸・海の輸送基盤の地震・津波対策や土砂災害対策、台風等の波浪対策、四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や国道、県道の整備及び港湾・漁港の耐震強化岸壁、防波堤の整備が必要である。【水・土】
- 県外から避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するためには、県・市町村の物資配送計画の策定・見直しや、新物資システム（B-PLo）の運用の習熟が必要である。【危】
- 総合防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するためには、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高める必要がある。【危】
- 防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画の適宜見直しを行うとともに、訓練を積み重ね実効性を高める必要がある。【土】
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等の活用により、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。【土】
- 物資配送等に必要な車両の燃料確保のため、燃料の備蓄が必要である。【危】
- 大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。【危】

最悪の事態 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

孤立集落の被害状況を把握できない

- 集落との通信手段を確保するためには、衛星携帯電話の配置などの非常時連絡体制の確保が必要である。【危】

孤立状態が短期間で解消できない

- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。【危】
- 集落が孤立するリスクを軽減するためには、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の

機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策が必要である。【土】

○集落が孤立するリスクを軽減するため、迂回路（代替路）機能を有する林道の開設、生活道として利用されている林道を改良する必要がある。【林】

○建築物やブロック塀、老朽住宅等の倒壊により、避難路や緊急輸送道路等が閉塞されるのを防ぐ必要がある。【土】

孤立状態が長期に及び生活できなくなる

○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水、食料、燃料の確保対策が必要である。【危・企】

最悪の事態 2-6 大規模な自然災害と感染症とが同時発生する事態

衛生環境が悪化する

○災害時のトイレ不足に対応するため、市町村による仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備が必要である。【林】

○円滑な遺体対応のためには、検視や火葬の体制の整備を進める必要がある。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める必要がある。【危・健・警】

○污水处理機能が停止するリスクの軽減や、将来にわたる効率的な污水处理機能の維持、停止後の早期復旧を図るためには、污水处理施設の耐震化や老朽化対策、BCPに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上が必要である。【水・土】

○火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料などの確保が必要である。【健・林・土】

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

施設が被災し行政機能を喪失する

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などが必要である。【総・危・土・警】
- 総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策が必要である。(再掲)【土・教】
- 来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、高台への移転が必要である。(再掲)【危】
- 南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の高知県防災行政無線システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化が必要である。【危・企】
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄が必要である。【危・警・土】

職員が参集できない

- 自宅等で職員やその家族が被災することは、参集人員の減少に直結するため、建築物の耐震化や家具の固定等の安全対策を着実に推進する必要がある。【危・土】

行政機関が迅速に災害対応できない

- 大規模災害時の即応体制の確保のためには、被災後の職員の動員体制の整備を進めていく必要がある。【関係部局】
- 応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定が必要である。【関係部局】
- 危機管理対応に従事する職員の人材育成は、階層別の職員研修や災害対策本部訓練等が行われているが、一層の危機管理能力の向上を図る必要がある。【危】
- 職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練の内容を充実する必要がある。【危】
- 地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化が必要である。【全部局】
- 災害時においても応急活動業務を確実に実施するために、市町村の業務継続計画の実効性の向上を推進する必要がある。【危】
- 総合防災拠点の運営マニュアルの検討や災害対策支部体制の構築など、総合防災対策推進地域本部の活動の向上が必要である。【危】
- 応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。また、訓練等による検証と見直しをおこない受援態勢の強化も必要である。【関係部局】
- 訓練の実施により業務継続計画の内容を見直し、実効性を高める必要がある。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める必要がある。(再掲)【危】

○住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築が必要である。【危】

目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する

- 事業活動を早期に再開させるため、BCP策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上が必要である。【関係部局】
- 災害に強い産業基盤づくりについては、津波で浸水しない工業団地開発等を進めており、引き続きこれらの対策を着実に推進する必要がある。【商】
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、事業所の耐震化や地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策が必要である。【商】
- 事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素となることから、高知ライフライン協議会の検討を踏まえた対策の推進が必要である。【危】
- 県内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県経済の活性化を図るためには、防災関連の製品、技術の地産地消・地産外商が必要である。【商】

最悪の事態 4-2 石油基地（タナスカ地区、中の島地区）、高圧ガス施設等に損壊、火災、爆発等による有害物質等の大規模拡散・流出する事態

石油基地（タナスカ地区、中の島地区）の損壊、火災、爆発等が発生する

- 最大クラスの地震・津波が発生しても石油基地（タナスカ地区、中の島地区）が被害を最小化するためには、官民が連携して対策を推進する必要がある。【危・土】

有害物質の大規模拡散・流出が発生する

- 地震や津波による高圧ガス施設等の転倒・流出による、ガス漏洩を防止するための安全対策が必要である。【危】
- アスベストの飛散防止の為、住環境整備事業等を活用し、アスベストの飛散に対する安全対策が必要である。【関係部局】

最悪の事態 4-3 金融サービス等の機能停止による県民生活への甚大な影響が発生する事態

金融サービス等の機能停止により県民生活への甚大な影響が生じる

- 地震後の現金供給機能が維持されるためには、金融機関と連携して取り組む必要がある。【会】

最悪の事態 4-4 食料等の安定供給の停滞による生活や社会経済活動へ甚大に影響する事態

生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない

- 被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策が必要である。【農】
- 早期に生産・流通活動を再開するためには、業界団体による事業継続体制が必要である。【農・

林・水】

○災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するためには、防護柵の整備をはじめとした、農作物等を鳥獣被害から守るための取り組みが必要である。【企】

目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

最悪の事態 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない

- 南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の高知県防災行政無線システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化が必要である。(再掲)【危・企】
- 効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要がある。【危】

地震情報が避難指示が伝わらない

- 観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるためには、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策が必要である。【観・土】
- 住民に避難指示などの情報を確実に伝達するためには、ケーブルテレビの光化や戸別受信機の設置など情報伝達手段の多様化が必要である。【企・危】

最悪の事態 5-2 電気、石油、ガスの供給が長期間・大規模にわたり機能を停止する事態

電気、石油、ガスの供給機能が停止する

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点（復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場）や燃料等の資源の確保が必要である。【危】
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための実効性を高めていく必要がある。【土】
- 石油基地（タナスカ地区、中の島地区）の被災やアクセス道路の被災により燃料の供給が停止した場合に備え、燃料供給のバックアップ体制が必要である。【危】
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するためには、災害対応型 SS の整備が必要である。【危】
- 防災拠点や避難所等へ、生活に必要な LP ガスを速やかに供給できるようにしておく必要がある。【危】
- 大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。(再掲)【危】
- 応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能について各市町村での確保が必要である。【危】

最悪の事態 5-3 上下水道施設が長期間にわたり機能を停止する事態

上水道施設が長期間にわたり供給停止する

- 大規模災害時に速やかに飲料水や生活用水を給水できるように、水源の確保が必要である。
【農・公】
- 飲料水や生活用水の確保のために、水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧の体制が必要である。【土・農・公】
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための体制を構築する必要がある。【土】
- 孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保が必要である。（再掲）【危・企】
- 工業用水道施設の耐震化、老朽化対策を推進し、BCPに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める必要がある。【公】

下水道施設等が長期間にわたり機能停止する

- 污水处理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上が必要である。また、污水处理機能が停止するリスクの軽減と、污水处理機能を将来にわたって効率的に維持するため、污水处理施設の耐震化や老朽化対策等が必要である。【土】

最悪の事態 5-4 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）が機能停止する

- 災害時の物流や救急搬送等の要となる四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や国道、県道の着実な整備が必要である。【土】
- 大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策、港湾・漁港における岸壁や防波堤等の耐震・耐津波強化や台風等による波浪対策及び航路・泊地の埋塞対策を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化等についても着実に推進する必要がある。【水・土】
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保が必要である。【水・土】
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、港湾や漁港におけるBCPに基づいた訓練・検証・計画の見直しが必要である。【水・土】
- 早期の港湾及び漁港啓開を実現するため、啓開作業船の早期導入に資する作業船在港情報提供サービス等の活用が必要である。【水・土】
- 道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりが必要である。【土】
- 河川や漁港、港湾、海岸における津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策が必要である。【水・土】
- 交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよ

う、BCP 策定が必要である。【企】

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して推進する必要がある。【土】

地域交通ネットワークが分断する

○道路の被災そのものを低減することが重要であるため、道路の防災対策や土砂災害対策を進めており、引き続きこれらの対策を着実に推進することに加え、施設の長寿命化を進める必要がある。【土】

○緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等の活用により、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。(再掲)【土】

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期完了することができるよう、道路啓開計画の適宜見直しや、啓開情報を速やかに関係機関と共有するためのシステムの構築が必要である。(再掲)【土】

○停電時においても安全な交通を確保するためには、信号の非常用電源の確保や老朽化している交通信号機の更新、交通情報関連機器の整備・更新が必要である。【警】

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開ができるようにするためには、事前の対策が必要である。【企】

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して推進する必要がある。(再掲)【土】

目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

最悪の事態 6-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れ地域が衰退する

- 被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、復興グランドデザインの検討や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興の方針の事前検討が必要である。【危】

復興工事が進まず復旧・復興が遅れる

- 応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保ができるように建設業のBCP策定が必要である。【土】
- 健全な復旧事業を行うためには、復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除する必要がある。【警】

最悪の事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、地域住民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等が必要である。【危】
- 専門性を有するNPO等による支援活動を通じて円滑な被災者支援を行うため、災害中間支援組織の体制づくりが必要である。【子・文】
- 地域の守り手である建設業の担い手を確保していくため、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組を推進する必要がある。【土】

最悪の事態 6-3 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

- 「高知県災害廃棄物処理計画」について、より実効性を高めていくためには、課題への対応等を検討し、ブラッシュアップが必要である。【林】
- 災害廃棄物を円滑に処理するためには、市町村の災害廃棄物処理計画のブラッシュアップが必要である。【林】
- 応急期の用地の確保が必要である。【危】
- 災害時においても確実に廃棄物処理を行うためには、焼却施設やし尿処理施設の耐震化や非常用電源の確保、燃料などの確保が必要である。【林】
- 迅速な災害からの復興を図るためには、災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材が必要である。【林】
- 早期に県民の日常生活の復旧・復興につながるように、迅速な損壊家屋等の解体撤去も含めた災害廃棄物の処理体制の構築が必要である。【林】

最悪の事態 6-4 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

生活環境が整わないことにより生活を再建することができない

- 地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である。
【土】
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保が必要である。【土】
- 住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策が必要である。【土】
- 被災者に生活再建に関係する情報を速やかに提供できる体制の整備が必要である。【子】
- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりが必要である。【子】
- 早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所・幼稚園等において、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等のBCP策定などの事前準備が必要である。【教】
- 罹災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成が必要である。【危】
- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち高知県元気な未来創造戦略に位置づけたものの整備が必要である。【企】

最悪の事態 6-5 文化財等が損失する事態

かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する

- かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいく必要がある。また、県民や観光客等の安全確保が必要である。【文】
- 高知城を地震から守り、次世代継承するとともに観光客等の安全を確保するため、自然斜面と石垣の防災対策や建造物の耐震化が必要である。【文】